

独立行政法人国立病院機構横浜医療センターにおける 清涼飲料水等自動販売機の設置・運営者の公募の公示

平成22年4月1日（新病院移転予定日）からの当病院内における入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための清涼飲料水等の自動販売機の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

平成22年2月25日

独立行政法人国立病院機構横浜医療センター
院長 高橋 俊毅

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構横浜医療センターにおける清涼飲料水等の自動販売機の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための清涼飲料水等自動販売機の運営の全般を実施する。

(3) 貸付（運営）期間

平成22年4月1日～平成27年3月31日（5年間）

本貸付契約は、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規定によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

法人等を設立して5年以上継続しており、清涼飲料水等自動販売機について、良好な運営実績が3年以上あること。

法人等の財務状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。

不正及び不誠実な行動がないこと。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準

企画書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

清涼飲料水等自動販売機の運営方針等

運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、衛生管理に対する取組意欲、

点検の頻度、トラブル時の対応、当該運営に対する取組意欲

従業員に対する教育体制について

運営者からの提案

設置する清涼飲料水等自動販売機の機能性、安全性等
賃貸料等見積の妥当性

3. 手続き等

(1) 担当課・係

〒245-8575 神奈川県横浜市戸塚区原宿3-60-2

独立行政法人国立病院機構横浜医療センター 事務部 企画課 業務班長

電話045-851-2621(内線2266)

(2) 説明書の交付期間及び場所

交付期間

平成22年2月25日(木)から同年3月10日(水)まで

(ただし、行政機関の休日の関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

交付場所

「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

登録期限 平成22年3月11日(木) 17時00分

登録場所及び方法 「(1)」に同じ(別紙「応募申込書」を持参又は郵送)

(4) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

提出期限 平成22年3月11日(木) 17時00分

提出場所及び方法 「(1)」に同じ(持参又は郵送)

(5) 審査結果発表の日時及び場所

日時 平成22年3月15日(月) 10時00分

場所 院内会議室

4. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効

(2) 契約書作成の要否・・・要(定期建物賃貸借契約による)

(3) 企画書のヒアリング・・・必要に応じて実施

(4) 関連情報を入手するための窓口・・・上記「3.(1)」に同じ

(5) 詳細は、説明書による